



2019年3月25日

各位

会社名 株式会社 山陰合同銀行
代表者名 取締役頭取 石丸 文男
コード番号 8381 東証第1部
問合せ先 執行役員経営企画部長 井田 修一
(TEL 0852-55-1000)

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2019年6月25日開催予定の第116期定時株主総会での承認を前提として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 移行の目的

監査等委員会設置会社への移行により、コーポレートガバナンスの更なる強化と充実を図り、企業としての価値向上に取り組みます。

(1) 監査・監督機能の強化

監査等委員である取締役に、取締役会における議決権を付与することにより、取締役会の監査・監督機能の強化を図ります。

(2) 意思決定の迅速化

取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとでの確かつ迅速な意思決定と、機動的な業務執行を図ります。

(3) 経営の透明性の向上

取締役会メンバーに占める社外取締役の比率を地銀トップクラスまで高めることにより、経営の透明性および客観性の更なる向上に取り組みます。

2. 移行の時期

2019年6月25日開催予定の第116期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

3. その他

定款変更の内容および役員人事等の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
経営企画部 企画グループ 田中
TEL 0852-55-1036

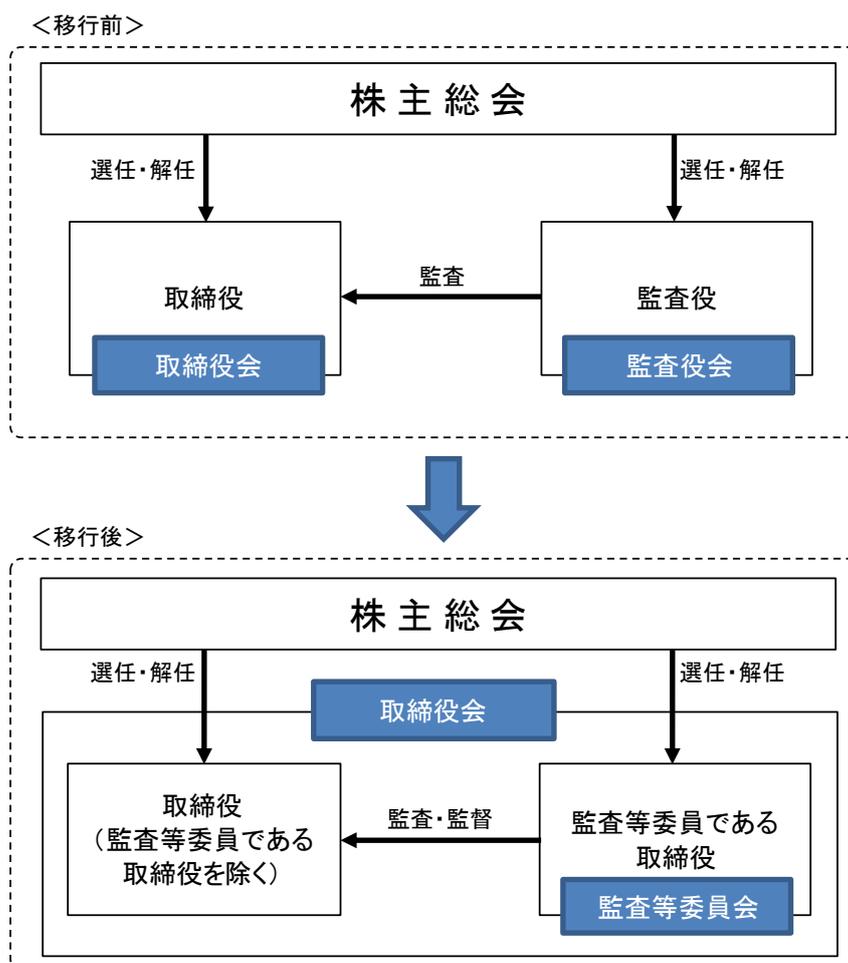
(ご参考) 「監査役会設置会社」と「監査等委員会設置会社」の比較

1. 「監査役」と「監査等委員である取締役」の主な相違点

	<移行前> 監査役会設置会社	<移行後> 監査等委員会設置会社
職 位	監査役	監査等委員である取締役
構 成	3名以上で半数以上が社外監査役	3名以上で過半数は社外取締役
任 期	4年	2年
選 任	取締役と区別して株主総会で選任	監査等委員以外の取締役と区別して株主総会で選任
意見陳述権	なし	あり (※)

※：監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任・解任・報酬等について、株主総会において意見を述べる事が出来ます。

2. 組織のイメージ図



以上